

令和 6 年 9 月

伊那市議会定例会議案書

(追加分)

(関係資料)

令和 6 年 9 月 1 1 日

令和6年9月伊那市議会定例会議案（追加分）目次

議案第28号 財産（土地）の処分について……………	3
議案第28号関係資料 伊那インター工業団地産業用地位置図……………	4
議案第29号 伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例……………	5
議案第29号関係資料 伊那市福祉医療費給付金条例新旧対照表……………	6
議案第30号 伊那市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	7
議案第30号関係資料 伊那市国民健康保険条例新旧対照表……………	8

財産（土地）の処分について

下記のとおり財産（土地）を売却することについて、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 47 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 地 番 | 伊那市西箕輪 2 1 4 8 番 1 6 0 |
| 2 | 地 目 | 宅地 |
| 3 | 地 積 | 2 4 , 3 3 7 . 6 8 平方メートル |
| 4 | 売却価格 | 2 9 6 , 9 1 9 , 6 9 6 円（1 平方メートル当たり 1 2 , 2 0 0 円） |
| 5 | 相 手 方 | 長野県長野市大字南長野南石堂町 1 2 7 5 番地 1 号
株式会社 U ホールディングス
代表取締役 宇都宮 進一 |

令和 6 年 9 月 1 1 日提出

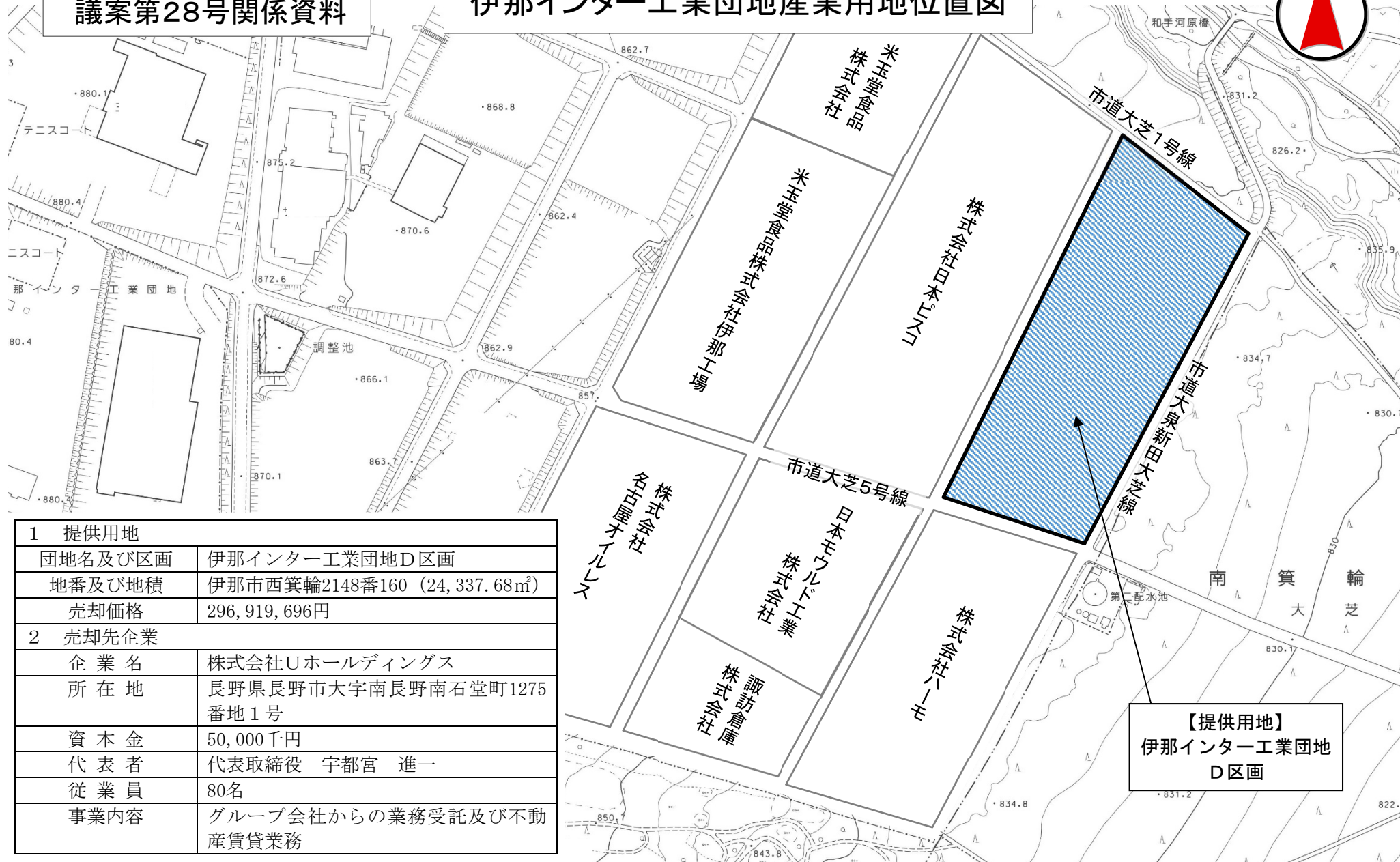
伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那インター工業団地産業用地の一部を売却するため、提案するものであります。

議案第28号関係資料

伊那インター工業団地産業用地位置図



1 提供用地

団地名及び区画	伊那インター工業団地D区画
地番及び地積	伊那市西箕輪2148番160 (24, 337.68㎡)
売却価格	296, 919, 696円

2 売却先企業

企業名	株式会社Uホールディングス
所在地	長野県長野市大字南長野南石堂町1275番地1号
資本金	50,000千円
代表者	代表取締役 宇都宮 進一
従業員	80名
事業内容	グループ会社からの業務受託及び不動産賃貸業務

伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

伊那市福祉医療費給付金条例（平成 18 年伊那市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 4 号中「第 2 条の 4 第 2 項」を「第 2 条の 4 第 2 項第 1 号」に、「同令第 2 条の 4 第 8 項」を「同令第 2 条の 4 第 7 項」に改め、同項第 5 号中「第 2 条の 4 第 8 項」を「第 2 条の 4 第 7 項」に改め、同項第 6 号中「第 2 条の 4 第 7 項」を「第 2 条の 4 第 6 項」に、「同条第 8 項」を「同条第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

令和 6 年 9 月 11 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 259 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第29号関係資料

伊那市福祉医療費給付金条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(支給対象者) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、給付金の支給対象としない。ただし、前条第3号に規定する者については、第7号及び第8号の規定は、適用しない。 (1)～(3) 略 (4) ひとり親家庭の親で、その者の前年の所得（1月から10月までの療養の給付等については前々年の所得。次号及び第7号において同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）<u>第2条の4第2項</u>に規定する児童扶養手当の支給の制限を手当の全部について行うときの額以上であるもの又はその者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）でその者と生計を同じくするものの前年の所得が<u>同令第2条の4第8項</u>に規定する額以上であるもの (5) 18歳未満の児童等で、その者の前年の所得が児童扶養手当法施行令<u>第2条の4第8項</u>に規定する額以上であるもの又は前号に掲げる者に扶養されているもの (6) 父母のない児童で、その者の前年の所得若しくはその者の養育者の前年の所得が児童扶養手当法施行令<u>第2条の4第7項</u>に規定する額以上であるもの又はその者の養育者の配偶者の前年の所得若しくはその者の養育者の扶養義務者でその養育者の生計を維持しているものの前年の所得が<u>同条第8項</u>に規定する額以上であるもの (7)～(8) 略	(支給対象者) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、給付金の支給対象としない。ただし、前条第3号に規定する者については、第7号及び第8号の規定は、適用しない。 (1)～(3) 略 (4) ひとり親家庭の親で、その者の前年の所得（1月から10月までの療養の給付等については前々年の所得。次号及び第7号において同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）<u>第2条の4第2項第1号</u>に規定する児童扶養手当の支給の制限を手当の全部について行うときの額以上であるもの又はその者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）でその者と生計を同じくするものの前年の所得が<u>同令第2条の4第7項</u>に規定する額以上であるもの (5) 18歳未満の児童等で、その者の前年の所得が児童扶養手当法施行令<u>第2条の4第7項</u>に規定する額以上であるもの又は前号に掲げる者に扶養されているもの (6) 父母のない児童で、その者の前年の所得若しくはその者の養育者の前年の所得が児童扶養手当法施行令<u>第2条の4第6項</u>に規定する額以上であるもの又はその者の養育者の配偶者の前年の所得若しくはその者の養育者の扶養義務者でその養育者の生計を維持しているものの前年の所得が<u>同条第7項</u>に規定する額以上であるもの (7)～(8) 略

伊那市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊那市国民健康保険条例（平成 18 年伊那市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出」を「又は虚偽の届出」に改め、「又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 6 年 9 月 11 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）により、令和 6 年 12 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、所要の改正をするものです。

議案第30号関係資料

伊那市国民健康保険条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(罰則) 第11条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、10万円以下の過料に処する。	(罰則) 第11条 世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、10万円以下の過料に処する。